



2025 年 7 月 15 日(火)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

夫婦で共有する居住用 マンションの譲渡所得

マンション市場は海外からの投資を呼び込み、空前の価格高騰を引き起こしています。不動産経済研究所の公表する 2025 年 2 月分の不動産価格指数は、211.8 (2010 年平均=100)、この 15 年で 2 倍以上となり、この機会に自宅を売却する人もいます。

譲渡所得に課税

不動産の保有期間中のキャピタルゲインは売却によって実現し、その収入金額は担税力を生むので、譲渡所得に課税されます。

譲渡所得は、売却による収入金額から取得費と譲渡費用を差し引いて算出します。取得費はマンション取得時の購入価額、印紙代、購入手数料、登記費用など。譲渡費用は売却時の仲介手数料、印紙代などです。

居住用は譲渡所得から 3,000 万円を控除

居住用不動産を売却すると新たに居住用不動産を購入する資金が必要となり、売却によって得た担税力が減殺されてしまいます。そこで居住用不動産の譲渡所得から 3,000 万円を控除する制度があります。

この制度は夫婦で共有するマンションを売却する場合にも、一定の要件を満たせば適用され、それぞれの所有持分に応じて譲渡所得から共有者一人につき 3,000 万円まで控除が行われ、税額を圧縮できます。

3,000 万円特別控除の主な要件

3,000 万円特別控除は、現に自分が住んでいる家屋の譲渡、家屋とその家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡、住まなくなってから 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの家屋・土地等の譲渡などに適用されます。

また、譲渡した年の前年、前々年に、既にこの 3,000 万円控除の特例等を受けている場合は、この特例は適用されません。

住宅ローン控除は入居した年、その前年、前々年に 3,000 万円控除の特例を受けた場合には適用されません。なお、住宅ローン控除を受けた物件を譲渡した場合、その物件に 3,000 万円控除の特例は適用されます。その他の要件は国税庁のタックスアンサー等で確認できます。

所有期間 10 年超は、更に軽減税率を適用

売却した年の 1 月 1 日において所有期間が 10 年を超える居住用不動産で国内にあるものを売却する場合、3,000 万円の特別控除額を差し引いた後の長期譲渡所得に軽減税率が適用されます。長期譲渡所得金額 6,000 万円以下の場合、所得税率 10% (通常 15%)、住民税率 4% (通常 5%) が適用され、負担が更に軽減されます。



居宅は高く売れても、住み替える不動産の価格も高いのでローン残高は増えるかも。